(組織運営体制)

1 事業年度計画の明確化と職員への共有

#### (1) 現状と課題

地域包括支援センターの業務を遂行するためには、センターの目的や業務内容に沿った年度ごとの計画を立てることが求められている。この計画を立案することにより、事業の方向性と責任体制を明確にするとともに、業務の遂行状況について評価することが可能となる。

また、事業を継続的に改善していくためには、PDCAサイクルの考えに基づいた計画と評価が重要となる。このサイクルを繰り返すことにより、事業は毎年改善を繰り返し、事業の質の向上が期待される。

年度計画を実施するためには、センター職員全員が計画を共有することが必要だが、そのためには、センター職員が自ら協議して年度計画を作成することが重要となり、これらの協議が、センター内の課題や地域に関する認識を深めるとともに、自分たちが対応していくことだという意識を高めることにもつながってくる。あわせて、本所・支所連絡会等を通じ支所職員へ計画内容の周知を図ることにより、圏域のセンター全体で計画を共有することも不可欠となってくる。

なお、これら計画の実現に向けて、その目標を達成するために、センター自ら定期的な進捗管理を行っていくこととする。

#### (2) 課題への対応策

ア事業計画の策定 実現可能な具体的な目標を設定し、職員全員が計画を共有する。

- イ 連絡会等を通じた情報の共有化 本所・支所連絡会等を通じ、事業計画の内容および進捗状況の共有化を図る。
- ウ 事業計画の進捗状況の把握 定期的(半期ごと)に、各事業の実施状況を評価し、進捗管理を行う。
- (3) スケジュール
  - ア 事業計画の策定 4月~5月 検討・策定
  - イ連絡会等を通じた情報の共有化 6月 本所・支所連絡会での周知実施
  - ウ 事業計画の進捗状況の把握 9月 上半期の進捗状況の評価実施 3月 下半期の進捗状況の評価実施

(組織運営体制)

## 2 職員の適切な業務分担

#### (1) 現状と課題

地域包括支援センターとしての業務を的確に遂行するためには、業務分担の明確化が 重要である。また、業務遂行においては、専門職(保健師、社会福祉士、主任介護支援専 門員、理学療法士)の専門性を十分に活用することを念頭におきつつ、それぞれが相談し 合いながら柔軟に機能することが欠かせない。

業務分担については、一部の職員に負担が偏ることが無いよう配慮が求められるが、現 状としては、業務量の増大とともに、特に専門職への負担が増加傾向にある。よって、職員 への負担増が認められる場合には、適宜、全職員による業務分担の見直し協議を実施す るなどにより、その改善を図らなければならない。

## (2) 課題への対応策

ア業務分担の実施 センターの業務遂行にあたり、専門職の専門性を活かした業務分担を行う。

- イ業務分担の見直し 一部職員への業務負担の偏りが認められた場合は、随時その見直しを行う。
- (3) スケジュール

#### ア 業務分担

4月 新年度開始に伴い業務分担に基づき業務遂行を開始 3月 翌年度の業務分担の作成

## イ 業務分担の見直し 随時 必要に応じて業務分担の見直しを実施

(組織運営体制)

3 職員の資質向上のための取組

#### (1) 現状と課題

センターの職員は、近年の社会変容に伴う多様な課題に対し、組織として対応していくという困難かつ重要な使命を担っている。そのうえで、常に向上心を持ち続けながら、自分の実践を振り返ることによって得た気づきを、自らの質の向上に活かすことが大切である。また、全ての職員がその専門性を発揮できるチーム体制を構築することにより、お互いに専門性の向上を図ることが期待される。

そのためには、職員がその特性に応じた各種研修に参加する機会を確保するとともに、 それらの研修で得た知識や技術をチームで共有することにより、センターの総合力の向上 が必要である。

業務多忙な中、全ての職員が研修等を受講することは難しい状況であるが、センター職員としての資質向上のためには、研修等の機会確保は最重要の課題と考えられる。あわせて、本所・支所の各センターによる内部研修の開催やOJTを通じた職員育成なども不可欠である。

### (2) 課題への対応策

- ア 各種研修等への積極的な参加 各職員がその職務に応じた外部研修等を受講するとともにその環境を整備する。
- イ 4所会、本所・支所連絡会等を活用した情報の共有化 研修等で得た情報を他センター本所・支所に提供し、情報の共有化を図る。
- ウ 内部研修やOJTの実施 係内ミーティングや各種研修の実施、OJTを通じた職員育成を図る。

- ア 各種研修等への積極的な参加 随時
- イ 4所会、本所・支所連絡会等を活用した情報の共有化 毎月
- ウ 内部研修やOJTの実施 随時 内部研修 OJT 通年

(組織運営体制)

## 4 圏域の支所との連携

#### (1) 現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを目指す地域包括ケアシステムの確立のためには、センターの本所と支所が連携して地域の高齢者を支援する体制づくりが必要である。

しかしながら、業務繁忙な状況においては、本所・支所間の情報伝達が正確かつタイムリーに行われていない状況が確認されており、さらなる本所・支所の協働した対応が求められている。

連携の仕組みとしては、日々の事例への対応における緊密な連携を図るとともに、毎月開催される本所・支所連絡会や専門職ごとの連絡会を活用し、情報の共有化ならびに各種課題解決へ向けた取り組みが重要である。

特に、困難事例を含む個別ケースについては、専門職を中心とした本所・支所の連携による対応が不可欠であり、支所からの相談に対する本所の支援や協働による取組が求められる。

また、本所・支所の協働による地域ケア個別会議、地域ケア圏域会議の開催を通じて、 地域ごとの個別事例の検討や地域課題等の検討・解決に取り組むことにより、更なる連携 の強化が期待される。

## (2) 課題への対応策

ア本所・支所連絡会の開催 定期的に連絡会を開催することにより、本所・支所間の情報共有化を図る。

- イ 関係者カンファレンスの開催 個別事例に的確に対応するためカンファレンスの実施し、適宜情報の共有化を図る。
- ウ 地域ケア個別会議・地域ケア圏域会議の開催 本所・支所の協働により事例検討や地域課題の把握および連携強化を図る。

- ア 本所・支所連絡会の開催 毎月
- イ 関係者カンファレンスの開催 随時 事例ごとに随時実施
- ウ 地域ケア個別会議・地域ケア圏域会議の開催 地域ケア個別会議 6支所ごとに年2回開催 地域ケア圏域会議 年2回開催(9月、3月)

(組織運営体制)

5 個人情報保護に対する適切な取組

#### (1) 現状と課題

センター職員は高齢者の心身の状況や家庭の状況を幅広く知り得る立場にあるため、個人情報保護対策には万全を期すことが不可欠である。

また、センターは、個人情報保護に関する規程を事前に定めるとともに、職員に対する研修等を行い、各種規程等(区が定める規程を含む)を全ての職員に遵守させなければならない。

しかしながら、業務上数多くの個人情報を取り扱う中で、職員は常に個人情報に係る事故等のリスクがあるため、そのことを念頭に置きながら、細心の注意のもと業務を遂行する必要がある。

そのため、センターは個人情報保護の取組みが適切に実施されているか、センター自らが確認(記録)し、その取組み状況を常にチェックするとともに、あわせて、個人情報保護に関する職員教育の充実を図ることが求められる。

## (2) 課題への対応策

- ア 個人情報保護に関する規程の整備ならびに情報共有 各種規程を整備するとともに各職員への配布し情報の共有を図る。
- イ 個人情報保護に関する職員教育の実施 年2回以上個人情報保護に関する係内研修を実施する。
- ウ 個人情報保護に係る施錠管理や各種記録(受払簿等)の作成 個人情報を含む書類等の施錠管理および受払簿等の記録を徹底する。

- ア 個人情報保護に関する規定の整備 4月
- イ 個人情報保護に関する職員教育の実施 年2回以上
- ウ 個人情報保護に係る施錠管理や各種記録(受払簿等)の作成 通年

(総合相談支援業務)

6 個別ケースへの適切な対応

#### (1) 現状と課題

個々の高齢者等に対して包括的に支援を行うにあたっては、その支援に対する責任体制を明確にするため、事例ごとに主担当職員を決め、その職員が継続して支援する体制を構築することが必要である。

また、日々状況が変化する個別ケースに的確に対応するためには、センター内のミーティングを定期的に行うことにより、常に最新の情報を共有することが必要であり、継続的な支援が必要なケースについても、その支援方針の明確化と共有化を図ることが求められている。

特に、高齢者虐待等の困難事例に対しては、3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)を中心とした専門職の協働による「チームアプローチ」を通じた取り組みが不可欠であり、あわせてセンター本所・支所の緊密な連携により、さらなる体制の強化を図らなければならない。

## (2) 課題への対応策

- ア 個別ケースごとの主担当の明確化およびチームアプローチの実践 主担当者はケースに関わる各担当者を決定し、チームアプローチを実施する。
- イ 個別ケースに関する定期的なミーティングの開催 定期的なミーティングを活用し、個別ケースに関する情報共有を図る。
- ウ 継続的な支援が必要な場合の支援方針の明確化 個別ケースに対する目指すべき目標を設定するため、支援方針を決定する。

- ア 個別ケースごとの主担当の明確化およびチームアプローチの実践 随時
- イ 個別ケースに関する定期的なミーティングの開催 毎日実施 係内ミーティング
- ウ 継続的な支援が必要な場合の支援方針の明確化 随時

#### (総合相談支援業務)

7 相談内容および関係資料の適切な記録・保管

#### (1) 現状と課題

個別ケースへの対応をスムーズかつ適切に行うにあたっては、センター職員間での情報 共有が不可欠である。また、主担当者が不在時に必要な情報を把握するためには、共通 の記録様式やシステムに情報を蓄積し、どの職員でも常に必要な情報を一覧することがで きる記録の管理が求められている。

そのためには、センターの共通基盤である地域包括支援システムを活用して、相談記録を迅速に記録することにより、必要な情報の一元管理を図るとともに、システムに入力できない紙媒体による資料等についても、共有のキャビネットに保管するなどし、だれでも必要時に閲覧可能な体制を構築する。

- ア 個別ケースごとの内容等の記録 主担当者は、相談記録等を遅くとも翌営業日までにシステムに入力する。
- イ 紙媒体等の記録資料の適切な管理 紙媒体等の資料については、共有キャビネットに保管するなど適切に管理する。
- (3) スケジュール
  - ア 個別ケースごとの内容等の記録 随時
  - イ 紙媒体等の記録資料の適切な管理 随時

(総合相談支援業務)

8 苦情対応への適切な取組

## (1) 現状と課題

センターは、提供した介護予防支援サービス等に関する利用者およびその家族からの 苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置、事実関係の調査の実 施等必要な措置を講ずることが求められている。

あわせて、申し立てをいただいた苦情に対しては、その内容についてもセンター職員間で情報を共有するとともに、その再発防止に向けた取り組みが不可欠となる。

また、苦情対応やコンプライアンスに関する研修の実施や苦情申し立てには至らなかった「ヒヤリハット」事例についての検証等も、苦情の再発防止に向けた取り組みとして重要である。

## (2) 課題への対応策

- ア 苦情対応状況等の情報共有 介護保険業務連絡会・4センター連絡会にて情報共有を行う。
- イ 苦情対応マニュアル(広聴事務の手引き)の係内周知 練馬地域包括支援センターの運営規程にて、苦情相談窓口を定め、いつでも公開可能 な状態にする。
- ウ 苦情対応研修等の実施 定期的な苦情対応に関する係内研修を実施およびヒヤリハット事例の情報共有を行う。
- (3) スケジュール
  - ア苦情対応状況等の情報共有

毎月 第4火曜日開催の介護保険業務連絡会・4センター連絡会にて情報共有 毎日 係内ミーティングにおける苦情内容等に関する情報共有(必要時)

- イ 苦情対応マニュアル(広聴事務の手引き)の係内周知 4月 広聴事務の手引きを職員に配布
- ウ 苦情対応研修等の実施 年2回(4月、10月) 係内ミーティングおよび本所・支所会で実施 随時 ヒヤリハット事例に関する検討

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

9 介護支援専門員のネットワーク構築の支援

および介護支援専門員の資質向上への取組

(1) 現状と課題

これまで、区内の介護支援専門員の資質向上を目的として、練馬区介護サービス事業者連絡協議会や練馬区ケアマネジャー連絡会等において、介護支援専門員を対象とした研修の実施など様々な質の向上の取り組みを行ってきた。

しかしながら、地域包括ケアシステムの確立に向けては、介護支援専門員のケアマネジメント能力の向上が不可欠であることから、介護支援専門員の資質向上に向けたさらなる研修等の充実や区内の主任介護支援専門員および介護支援専門員のネットワークの構築支援が求められている。

そこで、センターの主任介護支援専門員を中心として、区内介護支援専門員間のネットワークの充実ならびにケアマネジメント能力の向上を図るため、センターおよび区内主任介護支援専門員等との協働による定期的な連絡会を開催するとともに、介護支援専門員の質の向上のための各種研修の企画・運営支援を図ることとする。

### (2) 課題への対応策

- ア 練馬地域主任介護支援専門員連絡会の育成・支援 練馬地域の主任介護支援専門員連絡会の開催を支援する。
- イ 介護支援専門員の育成・支援(けあまねりまの開催支援) 練馬地域の介護支援専門員の育成・支援として「けあまねりま」の開催を支援する。
- ウ 主任介護支援専門員を活用した介護支援専門員の質の向上研修の開催 4つの圏域で介護支援専門員の質の向上に向けた各種研修を実施する。
- (3) スケジュール
  - ア 練馬地域主任介護支援専門員連絡会の開催 年6回(偶数月第3水曜日)
  - イ 介護支援専門員の育成・支援(けあまねりまの開催支援) 年6回(奇数月第3水曜日)
  - ウ 主任介護支援専門員を活用した介護支援専門員の質の向上研修の開催

年4回 質の向上ガイドライン研修

年4回 ファシリテーター研修

年4回 スーパービジョン研修

年3回 地域同行型アドバイザー養成研修

(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント業務)

ター支所の計画作成担当者への支援計画書作成の支援を図る。

10 圏域の介護支援専門員に対する適切な支援

#### (1) 現状と課題

H27年度から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)が始まり、1年を経て介護予防サービスから総合事業へと順次移行してきたが、居宅介護支援事業所が作成した支援計画書の中には、利用者の意向に偏った内容が多く見受けられた。そのため支所が居宅介護支援事業所から支援計画書を引き継ぐにあたり、利用者に自立支援に向けた理解が得にくく、適正な支援計画書作成が困難だとの声が支所から聞かれた。そのため、合議体による自立に向けたケアプラン検討会議として「介護予防ケアマネジメント給付検討試行会議(仮称)」を開催することとし、圏域の介護支援専門員およびセン

また、地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム確立のための中核機関であり、センター支所はその最前線に位置しており、これまでも、地域の高齢者支援のため、よりあい広場事業等を通して民生委員や地域住民とネットワークを作り、自立を支援してきた。 今後は、センター職員が住民主体の地域づくりを目指すうえで、そのノウハウを習得し、実践することが求められている。

そこで、全てのセンター職員を対象に、地域づくりの手法を学ぶための勉強会を開催し、 センターの質の向上を図ることとする。

- ア介護予防ケアマネジメント給付検討試行会議(仮称)の実施合議体による自立に向けたケアプラン検討会議を実施する。
- イ本所・支所全体勉強会の開催 全てのセンター職員を対象に、地域づくりの手法を学ぶための勉強会を開催する。
- (3) スケジュール
  - ア 介護予防ケアマネジメント給付検討試行会議(仮称)の実施 4~6月 試行会議実施および結果検証 10~3月 試行会議実施および結果検証
  - イ 本所・支所全体勉強会の開催 年3回(8月、11月、2月)

#### (権利擁護業務)

11 成年後見制度活用に向けた取組

#### (1) 現状と課題

センターでは、権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うことが求められている。

成年後見制度については、認知症等により判断能力が十分でない人の預貯金の管理等の財産管理や日常生活でのさまざまな契約を支援する身上監護を、成年後見人等が行う制度であり、高齢者人口の増加に伴い、その必要性についても増してきている状況にある。

また、認知症などの進行により、契約行為や金銭、財産管理が困難になった高齢者の方に対し、区長申立てによる成年後見制度の活用も含めた、さまざまな支援も求められている。

今後は、成年後見制度活用の必要性の判断にあたって、高齢者の判断能力や生活状況等に応じて、成年後見以外の方法や他の社会資源も含めた多角的な視点から状況を把握することが重要であるとともに、成年後見ネットワーク会議への参加を通じて、必要な情報把握等に努めることが重要となる。

- ア 成年後見ネットワーク会議への参加 成年後見ネットワーク会議に参加し、制度に関する情報共有等を図る。
- イ 多角的な視点からの状況把握 高齢者の判断能力や生活状況等に応じ、成年後見活用の必要性を判断する。
- (3) スケジュール
  - ア 成年後見ネットワーク会議への参加 年1回
  - イ 多角的な視点からの状況把握 随時

#### (権利擁護業務)

12 高齢者虐待防止に向けた適切な取組

#### (1) 現状と課題

高齢者虐待防止法(平成18年年4月1日施行)では「高齢者」とは65歳以上の者とし、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待および②養介護施設等従事者等による高齢者虐待に分けて定義している。

高齢者虐待の背景には、都市化や少子高齢化の進行に伴い、高齢者を支える家族の単位が小さくなってきたことや、高齢者が介護を受けながら生活する期間が長期化していることなどにより、家庭内の問題が起こりやすくなっている状況があり、養護者による高齢者虐待および要介護施設従事者等による高齢者虐待のいずれも増加傾向にある。

区では、養護者による高齢者虐待対応に関しては、「練馬区養護者による高齢者虐待対応に関する実施要綱」を策定し、別途「練馬区高齢者虐待防止・養護者支援マニュアル」を定め、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関しては、「練馬区養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に関する実施要綱」を策定し、別途「練馬区養介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアル」を定めている。

今後も、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に向け、3職種を中心とした チームアプローチによる組織的な対応の充実を図る必要がある。

#### (2) 課題への対応策

- ア 通報から48時間以内の事実確認および虐待時のモニタリングの実施 マニュアルに基づいた事実確認および虐待時のモニタリングを実施する。
- イ 高齢者虐待ケース検討会(コアメンバー会議)の充実 マニュアルに基づきコアメンバー会議を定期および随時に開催する。
- ウ 高齢者虐待防止に関する研修および啓発活動の充実 職員向けの研修と区民等関係機関への啓発活動を実施する。

- ア 通報から48時間以内の事実確認および虐待時のモニタリングの実施 随時
- イ 高齢者虐待ケース検討会(コアメンバー会議)の充実 月2回(第2、4木曜日)に開催 緊急案件については、随時開催
- ウ 高齢者虐待防止に関する研修および啓発活動の充実 本所・支所連絡会にて虐待対応に関する情報の共有化(毎月第4金曜) 本所・支所全体会での高齢者虐待の防止等に関する研修の開催(年2回程度) 区民および関係機関への啓発活動の充実(年2回程度)

#### (権利擁護業務)

13 消費者被害防止に向けた適切な取組

#### (1) 現状と課題

センターでは、権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うことが求められている。

高齢者の消費者被害の救済・未然防止・拡大防止のための取組については、関係機関 (警察署、消費生活センター等)との連携が不可欠であり、あわせて、消費者被害防止を 目的として、関係機関との定期的な情報交換、情報提供が行うことが重要となる。

また、消費生活センターと定期的に情報交換を行うとともに、消費者被害防止を目的とした、センター支所、ケアマネジャー、介護サービス事業者、民生委員等への情報提供をなどの取組みも必要である。

## (2) 課題への対応策

- ア 悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会議への参加 悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会議への参加により情報共有を図る。
- イ 消費生活センター等関係機関との連携 悪質商法高齢者被害防止ネットワークの活用により、被害の軽減と未然防止を図る。
- ウ 消費者被害防止を目的とした関係機関への情報提供 情報提供シートを活用して関係機関との連携を図る。

- ア 悪質商法高齢者被害防止ネットワーク連絡会議への参加 年1回
- イ 消費生活センター等関係機関との連携 随時
- ウ 消費者被害防止を目的とした関係機関への情報提供 随時

(在宅医療・介護連携の推進)

14 圏域における医療機関・介護サービス資源の把握

## (1) 現状と課題

高齢者等が、自宅で安心して在宅療養生活を送るためには、在宅療養に関する情報が容易に得られ、安心して生活できる環境づくりが必要である。

しかしながら、圏域における医療・介護サービス等の社会資源の把握が十分とは言えない状況があり、生活支援のボランティア等関係機関の情報も含めた資源の把握が課題となっている。

そこで、地域の医療・介護資源等の把握を図るため、ICTを活用して、高齢者や障害のある方などが、医療や介護に関する情報をまとめて見られる医療介護情報サイトの構築について検討を行うとともに、あわせて、医師会をはじめとする関係機関との協議を進め、情報共有の仕組みの構築を図ることとする。

## (2) 課題への対応策

ア 医療・介護・生活支援資源の情報収集 医療・介護・生活支援資源の把握に向けた情報収集を行う。

イ 医療・介護情報サイトの構築 ICTを活用した医療・介護情報サイトを構築する。

#### (3) スケジュール

ア 医療・介護・生活支援資源の情報収集 随時

イ 医療・介護情報サイトの構築

4~5月 庁内打ち合わせ

6~7月 情報収集

8~10月 情報サイトの構築

11月 情報サイトの内容確認

12月 区ホームページを活用しサイトを公開

(在宅医療・介護連携の推進)

15 在宅医療・介護連携システムの構築

#### (1) 現状と課題

高齢者等が、自宅で安心して在宅療養生活を送るためには、患者や家族を支える医療と介護の専門スタッフが、情報を十分に共有し、チームとして患者やご家族を支えることが不可欠である。そのために、医師会をはじめとする関係者と協議を進め、在宅療養生活の支援に向けた情報共有の仕組みの構築が求められている。

そこで、医療・介護関係者が一目で分かる「医療・介護連携シート」を発行し、認知症の 人等が利用している医療機関、介護サービスの情報を関係者が共有するとともに、切れ目 のないサービス提供を行うこととする。

あわせて、ICTを活用した地域の医療・介護資源の把握を図るため、高齢者や障害のある方などが、医療や介護に関する情報をまとめて見られる医療介護情報サイトの構築について検討する。

## (2) 課題への対応策

ア 医療・介護連携シートの活用 医療・介護関係者が一目で分かる「医療・介護連携シート」を発行する。

イ ICTを活用した医療・介護連携の検討 地域の医療・介護資源の把握を図るためICTの活用を検討する。

#### (3) スケジュール

ア 医療・介護連携シートの活用 随時 6~7月 利用状況調査 配布促進

イ ICTを活用した医療・介護連携の検討 6~9月 庁内勉強会・運用状況調査等の実施 10月以降 医師会、関係機関との協議、(仮称)運用ガイドラインの作成等

(認知症施策の推進)

## 16 認知症施策の推進

#### (1) 現状と課題

練馬区高齢者基礎調査によると、認知症施策として必要なことは、「認知症の兆候を早期に発見できる仕組みづくり」が最も多く、次いで「相談先や居場所の整備」が多くなっている。

また、今後力を入れてほしい高齢者施策は、「介護している家族への支援」が最も多くなっており、認知症の早期発見・早期診断・早期対応の推進が求められている状況にある。

センターでは、認知症の人本人やご家族等の相談を受け、医師による認知症(もの忘れ)相談を行い、認知症の早期発見および適切な対応に向けての支援を行うとともに、認知症地域支援推進員の配置により、医療・介護等の連携強化による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることとする。

## (2) 課題への対応策

ア認知症(もの忘れ)相談事業

※ 訪問相談(認知症初期集中支援チームいよる訪問相談)含む 認知症専門医による「認知症(もの忘れ)相談事業」を実施する。

イ 認知症地域支援・ケア向上推進事業 認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図る。

## (3) スケジュール

ア 認知症(もの忘れ)相談事業

年9但

※ 地域連携型認知症疾患医療センターの協力による訪問相談 随時

イ 認知症地域支援・ケア向上推進事業 随時

(地域ケア会議の推進)

17 地域ケア個別会議開催の適切な支援

#### (1) 現状と課題

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のひとつである。 具体的には、地域包括支援センターが主催し、次のことを目的とする。

- ○医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- ○個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。 ○共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

区では、平成27年度より地域ケア会議を再編し、支所単位で地域ケア個別会議、本所単位で地域ケア圏域会議、区全体で地域ケア推進会議を開催することとした。

また、地域ごとの介護事業者等関係者間のネットワークづくりや地域課題の把握等に取り組むとともに、課題解決のために区として必要な施策などを協議する場としての役割も期待されている。

そこで、支所単位で開催する地域ケア個別会議については、本所による準備支援を行うとともに、各支所の会議に本所職員が参加することで、さらなる協働を図ることとする。

## (2) 課題への対応策

- ア地域ケア個別会議への準備支援の実施 各支所が開催する会議に係る準備会議に本所職員が参加し、準備支援を行う。
- イ 地域ケア個別会議への本所職員の参加 各支所が開催する会議に本所職員が参加し、地域課題等の把握を図る。

- ア 地域ケア個別会議への準備支援の実施 通年 6支所ごとに年2回実施
- イ 地域ケア個別会議への本所職員の参加 通年 6支所ごとに年2回実施

(地域ケア会議の推進)

18 効果的な地域ケア圏域会議の開催

#### (1) 現状と課題

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを 同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のひとつである。 具体的には、地域包括支援センターが主催し、次のことを目的とする。

- ○医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- ○個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。 ○共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

区では、平成27年度より地域ケア会議を再編し、支所単位で地域ケア個別会議、本所単位で地域ケア圏域会議、区全体で地域ケア推進会議を開催することとした。

地域ごとの介護事業者等関係者間のネットワークづくりや地域課題の把握等に取り組むとともに、課題解決のために区として必要な施策などを協議するための重要な場となるものである。

そこで、センター本所は、地域ケア圏域会議を年2回開催することとし、実施にあたっては、各支所で行われた地域ケア個別会議の結果を集約のうえ、地域課題の検討などにより、圏域の地域包括ケアシステムの確立に向けた、効果的な会議開催を図ることとする。

- ア 地域ケア圏域会議の開催 地域ケア圏域会議を年2回開催する。
- イ 地域ケア個別会議の結果集約および地域課題の把握・検討 各支所で開催された個別会議の結果を集約し、地域課題の把握・検討を行う。
- (3) スケジュール
  - ア 地域ケア圏域会議の開催 年2回開催(9月、3月)
  - イ 地域ケア個別会議の結果集約および地域課題の把握・検討
    - ① 7月~9月
    - ② 1月~3月